

第42号議案

中間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月3日提出

中間市長 福田 浩

中間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(中間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 中間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年中間市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員」を「、職員」に改める。

第2条第1項中「2名」を「2人」に改め、同条第2項中「若しくは、第3号」を「又は第3号」に、「又は」を「、又は」に、「勤務成績若しくは」を「勤務実績又は」に改め、同条第3項中「若しくは免職又は」を「、免職又は」に改める。

第2条の2中「もっぱら」を「専ら」に改める。

第3条第1項中「個々」を「、個々」に改め、同条第2項中「引続き」を「引き続き」に、「これ」を「、これ」に改め、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「事故」を「事由」に、「時」を「とき」に改める。

第4条第1項中「職務」を「、職務」に改める。

第4条の2第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改め、同条第2項中「、その職を失わなかった」を「その職を失わなかった」に改める。

第5条中「、必要な」を「必要な」に、「規則」を「、規則」に改める。

(中間市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 中間市一般職職員の給与に関する条例(昭和26年中間市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第16条の2第7項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「第17条の」を「同条の」に改める。

第17条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(第1条関係)

中間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、<u>職員</u>の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(降任、免職及び休職の手続)</p> <p>第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、<u>医師2人</u>を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。</p> <p>2 任命権者は、法第28条第1項第1号<u>又は第3号</u>の規定に該当するものとして職員を降任し、<u>又は免職</u>する場合は、それぞれ<u>勤務実績</u>又はその適格性を評定するに足ると認められる客観的資料をととのえておかなければならない。</p> <p>3 <u>職員の意に反する降任、免職又は休職</u>の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>(休職事由)</p> <p>第2条の2 任命権者は、職員が市の事務と密接な関連を有する業務を行い、かつ、市が特に援助し、又は協力することを要する公共的機関の業務に<u>専ら</u>従事する場合は、これを休職することができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき<u>職員</u>の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(降任、免職及び休職の手続)</p> <p>第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、<u>医師2名</u>を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。</p> <p>2 任命権者は、法第28条第1項第1号若しくは、<u>第3号</u>の規定に該当するものとして職員を降任し<u>又は免職</u>する場合は、それぞれ<u>勤務成績</u>若しくはその適格性を評定するに足ると認められる客観的資料をととのえておかなければならない。</p> <p>3 <u>職員の意に反する降任若しくは免職又は休職</u>の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>(休職事由)</p> <p>第2条の2 任命権者は、職員が市の事務と密接な関連を有する業務を行い、かつ、市が特に援助し、又は協力することを要する公共的機関の業務に<u>もっぱら</u>従事する場合は、これを休職することができる。</p>

(休職の効果)

第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。

2 前項の休職の期間が3年に満たない場合には、その休職を発令した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

3 任命権者は、前2項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

4 (略)

第4条 休職者は、職員としての身分は保有するが、職務に従事しない。

2 (略)

(失職の例外)

第4条の2 法第16条第1号の規定に該当するに至った職員のうち、禁錮の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された者については、任命権者がその罪が過失によるものであり情状により特に必要と認めるときは、失職しないものとすることができる。

2 前項の規定により、その職を失わなかった職員が刑の執行猶予を取り消されたときは、その職を失う。

る。

(休職の効果)

第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。

2 前項の休職の期間が3年に満たない場合には、その休職を発令した日から引続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。

3 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認められる時は、速やかに復職を命じなければならない。

4 (略)

第4条 休職者は、職員としての身分は保有するが職務に従事しない。

2 (略)

(失職の例外)

第4条の2 法第16条第2号の規定に該当するに至った職員のうち、禁錮の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された者については、任命権者がその罪が過失によるものであり情状により特に必要と認めるときは、失職しないものとすることができる。

2 前項の規定により、その職を失わなかった職員が刑の執行猶予を取り消されたときは、その職を失う。

(規則への委任)

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第5条 この条例の実施に関し、必要な事項は規則で定める。

(第2条関係)

中間市一般職職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(休職者の給与)</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、同条の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。</p> <p>第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(休職者の給与)</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡したときは、<u>第17条の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。</u></p> <p>第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員<u>(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>